

## ヒートアイランド対策大綱

### 第1回 対策の進捗状況の点検結果について（案）

ヒートアイランド対策関係府省連絡会議

#### 1. はじめに

ヒートアイランド現象とは、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象であり、近年都市に特有の環境問題として注目を集めている。

ヒートアイランド対策に関する国、地方公共団体、事業者、住民等の取組を適切に推進するため、基本方針を示すとともに、実施すべき具体の対策を体系的に取りまとめた「ヒートアイランド対策大綱」を、平成16年3月、ヒートアイランド対策関係府省連絡会議において策定した。

#### 2. ヒートアイランド対策大綱

大綱においては、

- ・ 人工排熱の低減
- ・ 地表面被覆の改善
- ・ 都市形態の改善
- ・ ライフスタイルの改善

の4つを対策の柱とし、さらに

- ・ 観測・監視体制の強化及び調査研究の推進

を加えた上記5つを掲げて対策の推進を図ることとしている。

#### 3. 対策の進捗状況の点検

ヒートアイランド対策大綱においては、「対策の進捗状況等の点検を、毎年実施する。」こととされている。そこで、大綱策定後1年を経て関係府省においては、大綱に盛り込まれた施策、及び平成16年度にヒートアイランド対策として進捗のあった施策について、各府省で自主的に点検を行った。

#### 4．点検結果

点検結果の概要については下記のとおりである。

- ・ 点検された施策数 120 施策（重複を含む）

##### 【人工排熱の低減】

エネルギー消費機器等の高効率化においては、信号灯器の LED 化、省エネルギー設備の導入支援、住宅用放熱部材の開発などを進めるとともに、省エネルギー・新エネルギーに関するビジョン策定、エネルギー使用合理化設備導入促進表示制度、販売事業者の取組の情報提供事業などソフト面での取組も進めている。また、トップランナー方式においては、エアコンディショナー（4kW以下）が平成16年度の省エネルギー目標を達成するとともに、新たに2機器における対象を拡大するなど着実に推進した。

住宅・建築物においては、環境共生住宅市街地モデル事業、先導型再開発緊急促進事業、をはじめとした省エネルギー設備等への支援、省エネルギー性能等の優れた住宅について証券化ローンの金利優遇や ESCO 事業の活用推進により省エネルギー住宅や設備・システムの普及促進などによる対策を着実に実施するとともに、各対策技術の導入を促進するため平成17年度より環の匠住宅整備事業、業務部門二酸化炭素削減モデル事業等に着手している。また、エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下、省エネ法）の改正により、これまで一定規模以上の非住宅建築物の新築・増改築の際に義務付けていた省エネ措置の届出を、大規模修繕等の際にも義務付けるとともに、一定規模以上の住宅についても非住宅建築物と同様に省エネ措置の届出を義務付けることを予定している。

低公害車の普及においては、低公害車普及促進対策費補助などによる支援のほか、自動車税・自動車取得税に関する優遇措置を行うこと等により、低公害車の保有台数が平成17年3月末時点で約968万台となっている。

交通流対策においては、高度交通情報通信システム(VICS)の整備、信号機や交通管制システムの高度化、環状道路等の整備等による円滑化対策に加え、公共交通機関網や公共車両優先システム(PTPS)の整備等によるバス利用促進等総合対策事業など公共交通機関の利用促進による交通需要マネジメント(TDM)を推進した。また、省エネ法の改正により、一定規模以上の貨物運送事業者、荷主、旅客運送事業者に対して省エネ対策を求めること等の制度化を予定している。

未利用エネルギーの利用促進においては、地域冷暖房や下水熱の有効利用や再生可能エネルギーの導入促進に関する施策を推進した他、熱のカスケード利用等を考慮した効率的なエネルギー利用システムのモデル事業調査を行った。

### 【地表面被覆の改善】

建築物等の敷地における緑化等の推進の観点から、都市緑地保全法の改正（都市緑地法と名称変更）によって敷地内で一定の緑化率を義務づける緑化地域制度の創設やその場合の固定資産税の課税標準の優遇措置など制度面での整備を図った。また、民間建築物等については、エコビル整備事業、優良建築物整備事業、市街地再開発整備事業、住宅市街地総合整備事業など、また、公共建築物等については、エコスクールのパイロット・モデル事業、屋外教育環境整備事業、グリーン庁舎の整備などにより、屋上・壁面を含めた建築物等の緑化を推進した。また学校エコ改修と環境教育事業の一体的な推進について、平成１７年度からの事業実施のためフィージビリティスタディを行った。

さらに、都市域におけるより一層の緑地の確保の観点から、都市公園の整備を引き続き推進するとともに、都市公園法の改正等による立体公園制度の創設や借地公園制度の充実などを行った。さらに、下水処理場、河川・砂防、道路、港湾などにおいて緑地、植樹帯などの整備を推進した。

水の活用としては、雨水貯留浸透施設の設置の他、下水処理水のせせらぎ水路への再利用や路面散水への活用を進めた。また、道路の路面温度を低下させる舗装である保水性舗装・遮熱性舗装などについては、平成１７年度より沿道環境改善事業の対象に追加した。

### 【都市形態の改善】

都市における緑地の保全を図る観点から、都市緑地保全法の改正（都市緑地法に名称変更）等により、都市近郊の広域的な緑地を緩やかな規制で保全する緑地保全地域制度を創設するとともに、管理協定制度的対象を緑地保全地域、首都圏及び近畿圏の近緑地保全区域に拡充した。また、緑地や水面からの風の通り道を確保する等の観点から、公園、河川、道路等の事業間連携を引き続き推進するとともに、多様な手法による緑とオープンスペースの確保を総合的に支援する緑地環境整備総合支援事業の創設や下水道事業による都市の水・緑環境の整備など、水や緑のネットワーク形成に関する施策の推進を図った。

また、「環境負荷の小さな都市の構築に向けた都市計画運用指針」の活用により、引き続き環境負荷の小さな都市に向けた都市計画の運用を推進した。

### 【ライフスタイルの改善】

パンフレットやホームページ等各種媒体やシンポジウムの開催により、新エネルギー・省エネルギー・ヒートアイランド対策に関する広報活動を実施し、ライフスタイルの改善に向けた取組を推進した。さらに平成１７年度においては国民のライフスタイル・ワークスタイルの変革と省エネ機器等の普及拡大等を図るため、地球温暖化防止のための国民運動」（愛称：チーム・マイナス６％）を官民一体となって推進する。また、自動車の効率的

な利用に向けては、パンフレット等各種媒体やシンポジウムの開催による普及啓発活動のほか、平成 17 年より地方公共団体等の公営バスの燃費改善に関する取組に対して補助を行うことにより、エコドライブを推進する。

#### 【観測・監視体制の強化及び調査研究の推進】

ヒートアイランド現象の実態の把握や、メカニズム等の研究に資するため、人工衛星による地表面被覆の状態把握や、宅地利用動向調査による詳細な土地利用データの整備等を推進した。さらに、都市気候モデルによる解析結果として、平成 16 年度の夏のヒートアイランド現象の状況を「ヒートアイランド監視報告（平成 16 年夏季・関東地方）」として公表した。

また、上記データ等を活用しヒートアイランド現象の原因やメカニズムを解明する調査研究を引き続き実施するとともに、ヒートアイランド現象による人やエネルギー消費などの環境影響に関する調査を実施した。

さらに、計画的な施策展開に向けて、水の活用、緑化の推進、排熱処理システムの検討、効果の定量化に関する研究など多方面からの研究を進めた。特に建築物については、環境性能を定量的に評価するシステム「建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）」を開発・公表するとともに、個別建築物で配慮を行うための「ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン」を策定した。また、様々なヒートアイランド対策を総合的に評価するシステムの開発するためのプロジェクトに着手した。

上記について、それぞれの施策の進捗状況の概略については、集計表に取りまとめられているとおり。また、個々の施策概要や進捗状況の詳細については個票のとおり。

#### 【その他の動向】

平成16年12月には都市再生プロジェクト「都市再生事業を通じた地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の展開」が都市再生本部決定され、モデル的取組を推進・支援すること等が決定された。同決定をふまえ、平成17年4月には、「まちづくり施策と併せて、地球温暖化・ヒートアイランドの改善に資する環境・エネルギー対策等を、一体的・集中的に投入することで最大の効果を図る」ことを目的として、全国10都市・13地域の「地球温暖化対策・ヒートアイランド対策モデル地域」が選定された。

また、地球温暖化対策関係の動向としては、平成17年4月に京都議定書の6%削減約束の確実な達成と、地球規模での温室効果ガスの長期的・継続的な排出削減のため、京都議定書目標達成計画が策定された。目標達成計画においても、省CO2の観点から「緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた省CO2化」が対策として位置づけられた。さら

には、平成17年4月28日閣僚懇談会申合せにおいて「夏季の軽装について」政府全体として夏季の軽装を促すこととされた。

## 5．終わりに

大綱に示された施策はヒートアイランド対策全般に渡って施策の進展が見られた。平成16年度は、地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの年にあたり、特に、人工排熱の削減に関する施策は、直接的に地球温暖化対策と重複するため、様々な新たな展開が見られた。

ヒートアイランド現象は、メカニズムの解明や温度上昇が与える環境負荷等について研究途上にあり、対策の評価方法の確立が課題となっている。今後も、地球温暖化対策とあわせて、より一層のヒートアイランド対策の推進とともに、メカニズムの解明や環境影響の把握等をはじめとする調査研究の進展が期待される。